

日米地位協定の見直しに関する要望決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、30 の都道府県に 130 施設、約 9 万 8 千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約 70% を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪が、戦後 80 年を経た今日においてもなお後を絶たず、女性の人権や尊厳をないがしろにする重大かつ悪質な性的暴行事件の多発は、極めて遺憾なことで激しい怒りを禁じ得ないところであり、また、環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘されている高濃度の有機フッ素化合物（P F A S）が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出され、水源等の汚染が懸念されているが、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できないため汚染除去等適切な対応が困難な状況となっており、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和 35 年に締結されて以来、64 年以上もの間、1 度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 5 日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、環境大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長